⑵　外貌の醜状障害についての障害等級の見直し

労働者災害補償保険制度の動向を踏まえ、外貌の醜状障害に係る障害等級について、女性の等級を基本として、性別に関わらない障害等級にするとともに、医療技術の進展を踏まえて新たな等級を設定するため規則等の改正を行い、平成23年２月15日から施行した。ただし、障害等級の引上げについては、平成22年６月10日以後に補償事由の発生したものに適用することとした（規則16－０等の一部改正）。

⑶　給付水準等の改正

次の事項について改正を行い、平成22年４月１日から施行した。

ア　介護補償

介護補償の最高限度額及び最低保障額を次のように改正した（規則16－０の一部改正）。

		改　正　前	改　正　後
常時介護	最高限度額	104,960円	104,730円
	最低保障額	56,930円	56,790円
随時介護	最高限度額	52,480円	52,370円
	最低保障額	28,470円	28,400円

イ　平均給与額の最低保障額等

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項について改正を行った。

㋐　平均給与額の最低保障額（平成８年人事院公示第11号の一部改正）

㋑　年金たる補償等に係る平成22年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

㋒　平成22年度の年金たる補償等に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

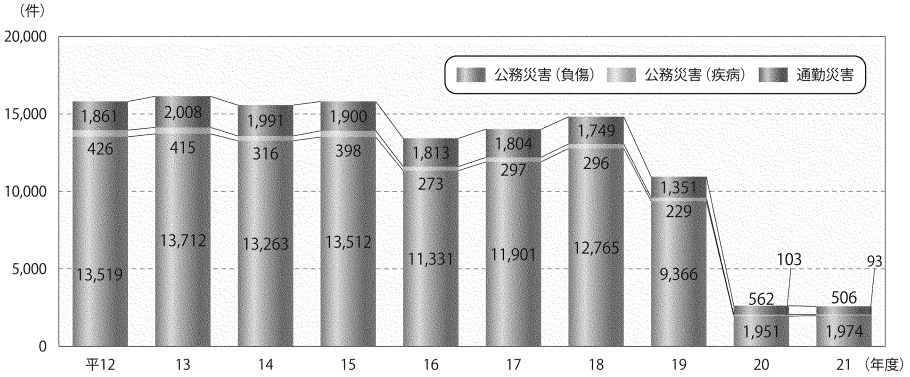
㋓　平成22年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

２　災害補償の実施状況

補償法は、一般職の国家公務員（給与法適用となる各府省の職員だけでなく、給与特例法適用職員及び特定独立行政法人職員並びにこれらに勤務する非常勤職員も含まれる。）に適用され、その適用者数は約52万人（平成21年７月現在）である。

平成21年度に実施機関が公務災害又は通勤災害と認定した件数は2,573件（公務災害2,067件、通勤災害506件）であった（図５－９）。

図５－９　公務災害及び通勤災害の認定件数の推移

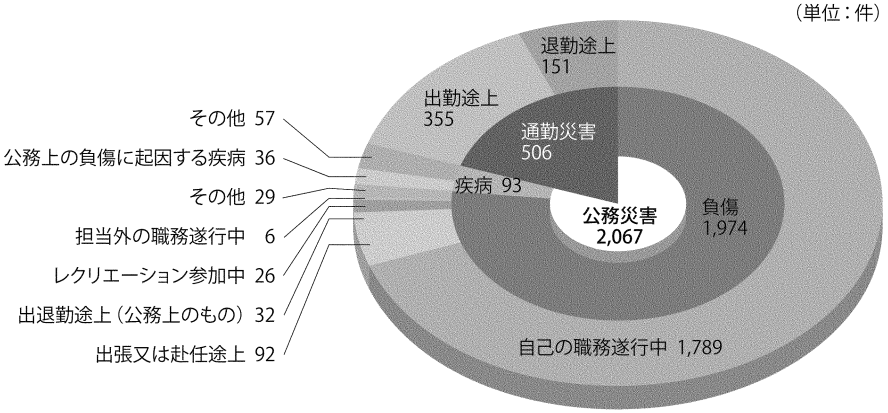


※平成20年度において認定件数が著しく減少しているのは、日本郵政公社の民営化により、補償法適用対象職員数が減少したためである（平成19年度約89万人→平成20年度約52万人）

公務災害については、負傷によるものが1,974件（95.5%）、疾病によるものが93件(4.5%)となっている。

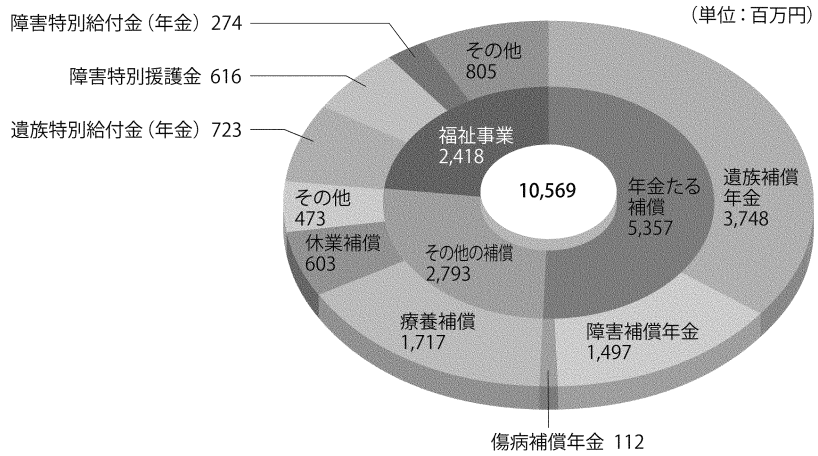
通勤災害については、出勤途上におけるものが多く、355件（70.2%）となっている(図５－10)。

図５－10　公務災害事由例・通勤災害態様別認定件数



平成21年度に実施機関が実施した補償及び福祉事業の件数は15,179件（補償9,754件、福祉事業5,425件）であり、その金額は約106億円（補償約82億円、福祉事業約24億円)となっている(図５－11)。

図５－11　補償及び福祉事業の種類別実施金額



３　災害補償制度の運営

⑴　補償制度の適正な運営

平成23年１月現在、25の府省等及び９の特定独立行政法人等が実施機関として被災職員等に対し補償及び福祉事業の直接的な実施に当たっており、人事院は、実施に係る基準等を定めるほか、各実施機関における公務災害及び通勤災害の認定、障害等級の決定等について、必要に応じて協議、相談に応じている。

また、災害補償業務の迅速かつ公正な実施の確保のために、実施機関の担当者を対象とする研修等を毎年行っており、平成22年度は表５－１のとおり研修等を実施した。